

横浜市立菅田中学校PTA規約 改正（案）

第1章 総 則

第1条（名称）

本会は、横浜市立菅田中学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第2条（目的）

本会は、次のことを目的とする。

1. 学校と家庭及び地域社会との関連を密にするとともに保護者と教師が一体となって生徒の指導と福祉の増進を図る。
2. 学校及び地域社会の教育的環境の充実と本校の発展を図る。
3. 会員相互の研修と親睦を図る。

第3条（方針）

本会は、次の方針によって活動する。

1. 本会は、生徒の健全なる育成のために活動し、他の社会的団体ならびに機関と協力する。
2. 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉をも受けてはならない。
3. 本会は、その名において、営利的・宗教的・政党的活動に一切関与してはならない。
4. 本会は、学校の行政・管理・人事に干渉してはならない。

第4条（会員）

1. 会員は本校に在籍する生徒の父母またはそれに代わる保護者（以下、保護者という）及び本校教職員とする。
2. 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第5条（会計）

1. 本会の経費は、会費をもって支弁し、会費の額については総会の承認を得なければならない。なお、会費の額は5月総会で決定する。
2. 本会の資産は、第2条の目的達成のため以外に使用してはならない。
3. 本会の会計年度は、4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

第2章 組織・機関

第6条（組織）

本会に次の機関を置く。

1. 総 会
2. 役 員 会
3. 会計監査委員会
4. 特 別 委員会

第7条（総会）

総会は、本会の最高議決機関であり、定期総会（5月・3月）及び臨時総会とする。

- 1.〔5月総会〕事業報告及び承認、決算報告及び承認、新年度事業計画及び予算の審議、その他必要事項の議決。ただし紙面総会とする。
- 2.〔3月総会〕新年度役員・会計監査委員の選出と承認、その他、ただし紙面総会とする。
3. 臨時総会は、会長が招集し、日時・場所・議題は総会の一週間前までに通知する

第8条（総会の成立）

総会の成立は、会員の三分の一以上の出席により成立する。ただし、委任状の提出をもって出席に替えることができる。総会の決議は、当日の出席者の過半数の賛成が必要である。

臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または、会員の五分之一以上の要求があったときに開くことができる。

紙面総会の場合は、紙面の配布をもって成立とする。紙面総会の決議は、会員の三分の一以上の承認が必要である。

第9条（臨時総会） ⇒ 第8条に含む

第10条（役員会）

役員会は、本会の役員、および校長、副校長をもって組織し、次の事項をおこなう。

1. 総会の決議事項の執行
2. 事業計画及び予算の審議
3. 総会に提出される報告書の作成
4. 特別委員会の設置及び改廃
5. 細則の制定と改廃
6. その他必要事項

第11条（常置委員会）⇒ 削除

第12条（特別委員会）

特別委員会は、本会の事業実施上役員会が必要としたとき設けることができる。

ただし、いかなる事業計画も役員会に図らなければならない。

第3章 役員及び会計監査委員

第13条 (役員)

本会に次の役員及び会計監査委員を置く。

1. 会 長 1名 (保護者)
2. 副 会 長 2名 (保護者)
3. 会 計 2名 (保護者1、副校長1)
4. 書 記 2名以上 (保護者1以上、教職員1)
5. 会計監査委員 3名 (保護者)

第14条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は代行する。
3. 書記は総会、運営委員会等の議事を正確に記録し、その他の庶務に当たる。
4. 会計は収支一切の事務をおこない、総会の都度、その収支について報告する。

第15条 (役員の仕事)

役員の仕事は4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任は妨げない。

役員に欠員が生じたときは補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第16条 (会計監査委員)

会計監査委員は、会計を監査する。ただし、会計監査委員は役員や他の委員を兼任できない。

任期は1年とする。再任は妨げない。

第4章 役員・会計監査委員の選出

第17条 (指名委員会)

役員・会計監査委員の候補者の選出は次のとおりである。

1. 役員並びに会計監査委員候補者を指名するため指名委員会を置く。
2. 指名委員は3年生生徒の保護者とする。
3. 指名委員会は候補者を選定し、3月総会の10日前までに会員に報告する。また、選挙に関する一切の業務を担当する。
4. 候補者を新会員からも選出することができる。
5. 候補者の指名は、いずれの場合も氏名を発表する前に指名される人の同意が必要である。

第18条 (常置委員会の委員並びに正副委員長選出) ⇒ 削除

第5章 慶 弔

第19条 (慶弔)

本会の慶弔その他に関する事項は細則により定める。

第6章 細則及び改正の手続き

第20条 (細則及び改正の手続き)

本会の運営に関し、必要な細則は役員会の議決を経て定める。

その結果を総会において報告する。

第21条 (規約の改正)

規約は総会において出席者の過半数の賛成を得て改正することができる。ただし、改正案の提出については総会の10日以前にその内容を会員に知らせる。

附 則 本規約は昭和54年4月1日編成実施する。

昭和60年4月1日より改正施行する。

昭和63年4月1日より改正施行する。

平成2年3月3日より改正施行する。

平成7年3月4日より改正施行する。

平成10年3月7日より改正施行する。

平成15年3月1日より改正施行する。

平成23年4月1日より改正施行する。

令和3年4月1日より改正施行する。

横浜市立菅田中学校 P T A 細則（改正案）

1. 役員会

役員会は、定数の二分の一以上の出席をもって成立し、議決を要するときは、出席者の過半数で決議する。

2. 常置委員会の構成 ⇒ 削除

3. 指名委員会 ⇒ 削除

4. 会計規定

(1) 集金

イ 会費は12か月分を徴収する。

ロ 会費は年1回、徴収する。集金日については、学校行事を考慮し別途定める。

ハ 会費の徴収は、郵便局の自動振り込みによるものとする。

(2) 帳票

イ 会計2名のうち副校長は現金の出納管理に当たり、他の1名は会計簿及び伝票類の記帳・管理に当たるものとする。

ロ 会計簿は毎月月末の締めをする。

ハ 役員は3か月に1回、会計簿を閲覧するものとする。

会計簿の閲覧は速やかにおこない、署名または捺印の上、副校長に返却する。

5. 出金

(1) 予算の執行は下図の組織表によりおこなわれる。 ⇒ 削除

(2) イ P T A 規約の精神に反する目的には使用しない。

ロ 学校側の執行に当たっては、学校長の専決により当たる。

(3) 予算の請求は必ず所定の出金伝票によっておこない、出金伝票には担当者名の他使用目的、内容等を具体的に記入すること。

(4) 出金伝票により現金受領後、速やかに領収書を会計に提出すること。

6. その他

(1) 書記は P T A が管理する器具、備品等 P T A 財産の目録を整備し、維持管理すること。

(2) 会計は役員会において収支報告のできる準備をしておくこと。

7. P T A 書記及び常置委員会の運営等について ⇒ 削除

8. 慶弔規定

本校PTAは、その構成員、これに準ずるものの禍福に際しては、この限定によって慶弔の意を表す。適用範囲は、PTA会員（保護者）・学校教職員・学校医・学校薬剤師等とする。

(1) 会員に関する見舞金

- イ 役員の病気・・・役員会で協議考慮する。
- ロ 会員及び生徒の災害・・・役員会で協議の上、程度に応じて見舞金（品）を贈る。

(2) 会員に関する弔意

- イ 役員の父母（養義父母）死亡のとき〔同居に限る〕・・・5,000円
- ロ 会員（保護者）死亡のとき
 - ・・・香典のみの場合 20,000円
 - 香典＋生花の場合 香典 5,000円
生花代は葬儀場の相場に準ずる
- ハ 生徒の死亡のとき
 - ・・・香典のみの場合 20,000円
 - 香典＋生花の場合 香典 5,000円
生花代は葬儀場の相場に準ずる

(3) 教職員に関する慶弔

- イ 教職員の結婚・・・5,000円
- ロ 教職員の出産・・・5,000円
- ハ 教職員が本校を転退任のとき
 - 勤続1年未満のとき・・・2,000円
 - 勤続1年以上のとき・・・1年増すごとに 1,000円増
(ただし、上限を5,000円とする)
- ニ 公共機関より表彰・・・3,000円程度

(4) 教職員に関する見舞

- イ 1週間以上入院したとき・・・見舞金（品）5,000円程度
- ロ 2週間以上の長期療養休暇を取ったとき・・・役員会で協議考慮する。
- ハ 教職員の災害（本人の過失によらない半焼・半壊・床上浸水以上）
・・・役員会で協議のうえ、見舞金（品）は、災害の程度により、その都度考慮する。

(5) 教職員に関する弔意

- イ 教職員の死亡
 - ・・・香典のみの場合 20,000円
 - 香典＋生花の場合 香典 5,000円
生花代は葬儀場の相場に準ずる
- ロ 教職員の配偶者・実父母・実子・同居する養義父母の死亡
 - ・・・香典のみの場合 20,000円
 - 香典＋生花の場合 香典 5,000円
生花代は葬儀場の相場に準ずる

- ハ 学校医・学校薬剤師の死亡・・・役員会で協議考慮する。
- (6) 本校PTA活動に特別に功績のあった者（元校長・元PTA役員等）の弔意に関しては役員会で協議する。
- (7) その他
 - イ 規定の運用
 - ① この規定の運用上特に必要と認めたときは、役員会で協議のうえ役員会に報告し承認を得る。
 - ② 贈与を受けた者は金品の返礼はしない。
 - ③ 適用実施については日時、氏名、内容を記録し公平を期する。
 - ロ 規定の改廃
 - ① 役員会で発議した原案を審議決定し発効する。
 - ② この規定は昭和60年4月1日より実施する。
 - ③ この規定は平成7年3月4日より実施する。
 - ハ 慶弔時における通知並びに参加について
 - ① 祝意 その都度、役員会にて協議する。
 - ② 見舞 同 上
 - ③ 弔意 別表は原則とし、都合悪きときは参加しなくてもよい。

附 則 昭和54年4月1日編成実施する。
昭和55年4月1日より改正施行する。
昭和60年4月1日より改正施行する。
昭和60年9月27日より改正施行する。
昭和63年4月1日より改正施行する。
平成7年3月4日より改正施行する。
平成10年3月7日より改正施行する。
平成14年5月18日より改正施行する。
平成16年4月1日より改正施行する。
平成23年4月1日より改正施行する。
平成26年4月1日より〔第5章 慶弔〕改正施行する。
平成30年4月1日より〔第5章 慶弔〕改正施行する。
令和3年4月1日より改正施行する。

区 分	本 人		家 族	
	通 知	参 加	通 知	参 加
教 職 員	会 員 教 職 員	教 職 員 役 員	教 職 員 役 員	教 職 員 役 員
役 員	教 職 員 役 員	学 校 長 役 員	学 校 長 役 員	学 校 長 会 長
会 員	教 職 員 役 員	学 校 長 役 員		
生 徒	教 職 員 役 員	教 職 員 役 員		
備考				
① 弔意内容及び遠近により参加者は代表のみ、または弔電に代える事もある。				
② 家族欄は、規定における家族欄とする。				